

日本・モンゴル経済連携協定の下での 二国間貿易の変化¹

モンゴル国立商科大学貿易・マーケティング学部長 **オトゴンサイハン・ニャムダー**
 モンゴル国立大学マーケティング・貿易学部准教授 **ノミンツェツェグ・ウルジーオチル**
 モンゴル関税総局国際協力部上級関税官 **ツェンドスレン・ダワー**

要旨

本稿の目的は、日本・モンゴル経済連携協定(日モ EPA)の締結までの過程を整理し、その発効後における二国間貿易の変化を考察することにある。モンゴルと日本の両政府は、2012年に経済連携協定(EPA)の締結に合意し、7回にわたる交渉を経て、2015年2月10日に協定締結に調印し、国内の必要な法的手続きを経て、2016年6月7日に発効した。

日モ EPA は、モンゴルにとって最初の、日本にとっては15番目の地域貿易協定(RTA)である。これは両締約国にとって大きな成果を生んだ。2016年以降、両国の貿易は着実に拡大している。これは主にモンゴルによる日本からの輸入の増加によるものである。いくつか対日本輸出品目(ソバ、ペットフードなど)は、EPAによる税率「ゼロ」の特恵関税のおかげで増加した。例えば、2020年のペットフードの輸出が2016年比で115%増加した。また、輸入構成に大きな変化はないが、タイヤの輸入が中古品から新品に置換されるなど、関税撤廃の特恵によるプラスの影響が見られる。

キーワード：自由貿易協定、財の貿易、特恵関税、輸出入

JEL Classification Codes: F13, F14, F15

1. はじめに

世界中の国々は、自由貿易協定(FTA)や関税同盟の締結によって、関税や非関税障壁の削減に積極的に取り組んできた。2000年以降、このような協力メカニズムの設立が活発化しており、締結された特恵貿易協定の約90%がFTAによるものである(N.Otgonsaikhan, 2010)。2021年10月15日現在、世界には350の特恵貿易協定が発効している(World Trade Organization, 2021a)。最近の傾向として、FTAはより革新的なものとなり、投資、自然人の移動、教育、税関協力、知的財産権、電子商取引など様々な分野をカバーするようになった。

伝統的なFTAは貿易の自由化に焦点を絞ったものであった。これは、経済・貿易に関わる全ての部門だけではなく、外交関係をもカバーする最近のトレンドとは異なる。そのため、いくつかの国では経済連携協定と呼ばれている。日本はEPA締結に関する経験が豊富であり、これまでに21カ国とEPAを締結している(Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2021a, Chapter 3; 2021b)。

主要な貿易相手国とのFTA締結はモンゴルが優先する政策課題の1つである。モンゴルの長期発展政策「ビジョン2050」では、「貿易政策に沿って、自国産業を保護・育成し、高付加価値製品の輸出を拡大するための調和のとれた関税体系を確立し、輸出志向製品の新たな生産を促進する必要があり、そのためにFTA締結に尽力しなければならない」と述べられている(Mongolian State Great Hural, 2020)。

2007年にモンゴルは日本とのEPA締結に取り掛かり、その多くの努力が2016年に結実した。それから5年が経過した。最近、モンゴル政府はFTA締結についてのフィージビリティスタディを中国、韓国、ユーラシア経済連合と共同実施した。貿易相手国と特恵貿易協定を締結する主な理由は、特別待遇関税の扱いを受けるためである。これはWTOの最恵国待遇原則を上回る好条件を締約国に与える。

締約国は交渉に際して、関税および貿易に関する一般協定(GATT)の第24条「関税同盟では、関税その他の制限的通商規則(一部の例外を除く)を同盟の構成地域間の実質上すべての貿易について、または少なくともそれらの地域の原産の産品の実質上すべての貿易について、廃止する」「それが第三国に対しての障害とならない」という原則に従わなければならない。日本・モンゴル経済連携協定(以下、日モEPA)はGATT第24条に基づく。この条文に従い、品目別規則において、モンゴルの5700品目(World Customs Organization, 1983)と日本の9300品目に関して関税が撤廃または軽減される。2016年において、日本の関税の約40.1%(3643品目)がすでに最恵国待遇で無税であり、これは2013-2015年におけるモンゴルからの輸入の平均83.4%

理由は、特別待遇関税の扱いを受けるためである。これはWTOの最恵国待遇原則を上回る好条件を締約国に与える。

締約国は交渉に際して、関税および貿易に関する一般協定(GATT)の第24条「関税同盟では、関税その他の制限的通商規則(一部の例外を除く)を同盟の構成地域間の実質上すべての貿易について、または少なくともそれらの地域の原産の産品の実質上すべての貿易について、廃止する」「それが第三国に対しての障害とならない」という原則に従わなければならない。日本・モンゴル経済連携協定(以下、日モEPA)はGATT第24条に基づく。この条文に従い、品目別規則において、モンゴルの5700品目(World Customs Organization, 1983)と日本の9300品目に関して関税が撤廃または軽減される。2016年において、日本の関税の約40.1%(3643品目)がすでに最恵国待遇で無税であり、これは2013-2015年におけるモンゴルからの輸入の平均83.4%

¹ [訳注] 本稿で言及されている協定や法文等について、日本外務省ウェブサイトなどで日本語訳が利用できる場合には、資料原文自体を訳出するのではなく、日本語訳に依拠した。

に相当する。日モ EPA 発効により、3541 品目（関税の38.9%）に関してモンゴルからの輸入関税が即時撤廃され、2013-2015年におけるモンゴルからの日本への輸入の15.9%に相当する部分が追加で免税扱いとなった。10年後の2026年においても、1163品目（関税の12.8%）は関税の対象にとどまる（2013-2015年のモンゴルからの輸入の平均0.2%に相当する）。2031年に移行期間が終了する時点では、1115品目（関税率12.3%）、2013-2015年のモンゴルからの輸入の約0.1%に相当する部分について、関税が維持される（World Trade Organization Secretariat, 2017）。

貿易自由化による日モ貿易への影響を評価し、EPA の効果的な実施上の課題を特定し、それらの課題のリスクを緩和していく必要がある。さらに、その他の国との間においても FTA 締結を進めていくことが重要である。

FTA が貿易や経済成長へ与える影響については世界的に多く研究されている。最近では、この分野の研究を行っているモンゴル人の研究者や実務家も多い。

日モ EPA は、締結以前に関して多数の研究が行われている。しかし、その影響評価に関する研究はまだ初期段階にある。協定の影響を評価した研究として次のものを挙げられる。

- R.Amarjargal (2007) は、重力モデルを用いてモンゴルの貿易に対する FTA の影響を分析し、地域経済統合や二国間貿易協定を通じた貿易自由化の推進によって、遠隔地域であるモンゴルのマイナス面が緩和されることを示した。
- N.Batnasan et al. (2012) は、計算可能一般均衡 (CGE) モデルなどを用いて、モンゴルと主要貿易相手国との FTA 締結のリスクと潜在力を分析し、現行の協定はモンゴルに利益をもたらさない「非貿易」の条件があるが、日本との間で FTA 締結には正の影響があり、モンゴルにおいて純銅やコークスが生産できるようになれば、日本は主

要な輸出市場になるだろうと評価した。さらに、日モ EPA 締結はモンゴルの輸出を0.36%増加させるという分析を示した。

- N.Otgonsaikhan (2012) は、重力モデルを用いた分析から、日モ EPA 締結が、貿易額を50~65%させると指摘した。この研究は、顕示比較優位指数を用いて二国間貿易の種類を特定したという点で重要である。

先行研究は、一般均衡モデルや重力モデルを用いて、貿易や経済協力に対する EPA の影響を評価している。

本稿は、日モ EPA の交渉過程を分析し、貿易統計を用いて協定発効によるモンゴル貿易の構造的な変化を検討する。次節で協定の交渉過程に目を向け、第3節で協定発効後の貿易額と貿易構成の変化を分析する。さらに、輸入品に対する関税優遇措置の影響を検証する。本稿の最後に、結論と提言を述べる。

2. 日本・モンゴル経済連携協定の締結までの過程

モンゴルと日本の外交関係は1972年に確立した。両国は1977年に「経済協力協定」を締結し、1990年には「政府間貿易協定」を締結した。この貿易協定は両国の貿易・経済協力関係を大きく変化させた。1996年に、両国は「包括的パートナーシップ」の構築を外交政策の目標として打ち出した。

日モ EPA の締結への動きは2009年に活発化した。2009年12月に、モンゴルの外務貿易大臣が日本の外務大臣と経済産業大臣と会談し、政府レベルで共同研究会を設立することを決定した。この共同研究会は2010年6月に設立され、数回にわたって会合が行われた²。共同研究会では、二国間貿易、投資条件の評価、比較優位品目やセンシティブ品目の特定、関係部門との協定の範囲など、多くの分析が行われた。

共同研究グループの第2回会合の後、モンゴル大統領は2010年11月15日から19

日まで日本を公式訪問した（Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2010）。この際、日本の首相とモンゴル大統領は「戦略的パートナーシップ」構築に向けた共同声明に調印した。

この共同声明の下で、両国は貿易・投資・経済関係の深化に沿って、将来的に EPA 締結に向けて進むことに合意した。両国は、共同研究会の報告書に基づき、2011年に正式に交渉を開始することに合意した。

共同研究会の最後の会合で、両国は、伝統的な FTA の締結に際して問題となっているサービス貿易について議論した。また、そこでは、物品の貿易、エネルギー・鉱物資源、投資、税関手続き、知的財産、競争政策、紛争の防止と解決、透明性、ビジネス環境の改善、政府調達、自然人の移動、協力（農業、中小企業、金融サービス、電子商取引、環境、観光、科学技術など）についても議論された。

2010年11月9日に、日本政府は「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、共同研究会の日モ EPA 交渉に向けて早急に取り組むと述べた（Joint Study Group, 2013）。

共同研究会は、両国首脳に対し、EPA 交渉を直ちに開始する提言を決定した。2012年3月にモンゴル首相が日本を公式訪問した際、両国は日モ EPA の交渉開始に合意した。

2012年6月に、共同研究会の報告書に基づき正式に交渉が開始されると、モンゴル首相の命により作業部会と専門家会議が設置された。その後、7回の交渉を経て、日モ EPA が基本合意に至った。2014年7月22日に、モンゴル大統領と日本の首相は東京で会談し、協定締結に向けた最終ロードマップを確認する共同声明に調印した。

2015年1月7日に協定の草案³がモンゴルの閣議に示され、国家大会議の安全保障・外交政策常任委員会で合意を得た。2015年2月10日に東京で両国首脳が協定を締結した⁴。

協定を批准する際に調印された共同声

² 最初の会合は2010年6月にウランバートルで行われ、二回目は同年11月に東京で、三回目は翌年3月にウランバートルで行われた。

³ 草稿は日本側によって完成された。

⁴ EPA は2015年2月17日にモンゴルで、2015年5月20日に日本で批准された。

明では、「協定は、両国間の投資と物品・サービスの貿易を増加させ、自然人の移動を強化し、民間部門にとって事業と投資を拡大する新しい機会を生み、互恵的経済関係の強化に貢献する」と述べられている (Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2015)。

EPA 第17.4条では、効力発生に関して、「この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続きが完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、次条の規定に基づいて終了しない限り、効力を有する」と規定されている (Ministry of Foreign Affairs of Mongolia, 2015)⁵。

この規定に則り、締約国は関連法制を改正しなければならない。例えば、物品の貿易に関する一般規則は、締約国が GATT の規定の例により、他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える、と規定している。しかし、モンゴルの物品税法は、国産品と輸入品のアルコール飲料に対して差別的な税制を課していた。そこで日本側は協定に基づき、アルコール飲料輸入に内国民待遇を要求した。

モンゴルは、WTO 義務履行と協定実施のために、2016年2月に物品税法を改正した (Mongolian State Great Hural, 2016)。結果、輸入品と国産品のアルコール飲料双方に同率の関税が適用されるようになった。

モンゴルは1997年に WTO に加盟した。また、2016年までは、他国との間で FTA を締結しておらず、基礎関税と最恵国待遇関税から構成される関税を輸入品に課していた。EPA 発効に伴い、国家大会議は関税法を改正した。改正法は2015年12月3日に施行した。輸入関税は、基本関税、最恵国待遇関税、特惠関税から構成されている。基本関税 (基本税率) は、最恵国待遇関税の2倍である。特惠関税は国際条約で合意されたものである (Mongolian State Great Hural, 2015)⁶。

日モ EPA は、両国内の必要な法手続きが完了し、2016年6月7日に発効した (第17.4条、効力発生)。協定の枠組みで設立された合同委員会の最初の会合は2016年6月7日にウランバートルで開催された。その場で運用手順の採択など協定実施に必要な決定が行われた (Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2016)。

日モ EPA は、両国の貿易・投資の自由化・円滑化を促進し、幅広い分野で互恵的な経済連携を深め、経済の一層の活性化につながることを期待されている。また、これがモンゴルにとって初めての EPA であるため、両国の「戦略的パートナーシップ」の強化に大きく貢献すると考えられている。

繰り返しのなるが、日モ EPA はモンゴルにとって初めての地域貿易協定 (RTA) であり、日本にとって15番目の RTA となる。この協定は両国間の投資や高付加価値製造品の輸出を増大させ、日本側の関税・非関税障壁を取り除き、外貨収入を増やし、貿易の円滑化と税関手続きの簡素化を実現する新しい機会を双方に生み出す。

EPA は17の章、10の附属書、実施協定から構成される。章は、総則、物品の貿易、原産地規則、税関手続および貿易円滑化、衛生植物検疫措置、強制規格、任意規格および適合性評価手続、サービスの貿易、自然人の移動、電子商取引、投資、競争、知的財産、政府調達、ビジネス環境の整備、協力、紛争解決、最終規定から構成される。

EPA の効果的な実施を支援し、二国間の貿易と投資を増加させ、経済協力を拡大するための恒久的なメカニズムを確立するために、合同委員会と小委員会が設置される。EPA 第1.13条は、合同委員会の設立を規定している。合同委員会の主な機能は、協定の実施および運用について検討および監視を行うことであり、協定に基づいて設置されるすべての小委員会の作業を監督し、および調整することにある。第1.14条は、13の小委員会の設

置を規定している。例えば、物品の貿易、サービスの貿易、税関手続および貿易円滑化、投資等について小委員会が設置される。

EPA の着実な実施に伴い、両締約国は、その効率性の改善に細心の注意を払っている。2017年3月に、モンゴルの国家大会議議長が日本に公式訪問し、両国の外務省が戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画 (2017-2021年) に調印した (Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2016)。

この中期行動計画は重要な政策文書であり、2014年から2017年にかけて実施された第1次の戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画 (Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2013) の成果を評価し、2021年までの両国の関係のロードマップを示す内容となった。

中期行動計画は、日モ EPA の着実な実施をサポートし (これはモンゴルのマクロ経済安定化を目的としている)、モンゴルの投資・ビジネス環境を整備するために、以下のものを含む多くの課題に取り組んでいる。

- 日モ EPA その他の国際協定を効果的に実施するために、両国の政府は共同協力メカニズムを強化し調和させる。モンゴル政府は、協定の効果的な実施のために必要な法的環境の整備を継続する。
- 協定第15条では、次の分野において両締約国政府間の協力を一層強化していくことが規定されている。(a) 農林水産業、(b) 製造業、(c) 中小企業、(d) 貿易および投資、(e) 公共基盤、建設および都市開発、(f) 科学技術および知的財産、(g) 金融サービス、(h) 教育および人材養成、(i) 観光、(j) 観光、(k) 鉱業およびエネルギー、(l) 保健、(m) 競争、(n) 情報通信技術、その他である。

⁴ EPA は2015年2月17日にモンゴルで、2015年5月20日に日本で批准された。

⁵ 第17.5条では、「いずれの一方の締約国も、外交上の経路を通じて一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、この協定を終了させることができる」と規定されている。

⁶ この会合には、日本側からは木原誠二外務副大臣、清水武則駐モンゴル大使ほかが出席し、モンゴル側からはルンデグ・プレブスレン外務大臣ほかが出席した。

3. 日本とモンゴルの貿易の現状

3.1 外国貿易統計

EPAの影響を評価するために、協定締結以前の11年間を含む状況を見ていく。図1は、2005年から2020年までの日モ貿易の推移を示している。

この図からは貿易に一定の成長傾向は見られない。しかし、EPA締結以降、両国の貿易は拡大した。ただし、COVID-19により、2020年には期待した成果が得られなかった。

2005～2020年におけるモンゴルの対日

貿易総額は53.8億米ドルに上る。しかし、モンゴルから日本への輸出は小さく、わずか2億1500万ドルにとどまる。EPAの特恵関税は、モンゴルの貿易業者に輸出拡大の良い機会を提供する。そのために、両国の経済関係を深化させていくための「戦略的パートナーシップ」メカニズムを改善していかなければならない。

日本はモンゴルの主要な貿易相手国の一つである。過去16年間で、日本はモンゴルの貿易の3～4.6%、輸出の0.10～1%、輸入の4.5～10%を占めている。表1に、2005

本のシェアの推移を示した。

EPAが発効した2016年を基準年として、貿易の成長率を見ていく。表2は、輸出、輸入、総額の増加率を示している。

表2の通り、モンゴルの対日輸出は2020年まで増加し、2018年が89%増と最高となった。COVID-19により、2020年の輸出は2016年比で31%減少し、2019年比で38%減少した。日本からモンゴルへの輸入は増加し続けているが、2020年は、パンデミックによる国境規制のため、31%減となった。

協定により設置された共同研究会は、協定は両国の貿易を年平均50～65%増加させると推定したが、2020年を除いて、この目標がほぼ実現されている。

前述の通り、経済低迷はCOVID-19の影響であり、モンゴルを含め世界全体が同じ状況に陥った。

3.2 モンゴルから日本への輸出

日モEPA第2章第2.4条は「この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書1の自国の表に従って、関税を撤廃し、または引き下げる」と規定している。

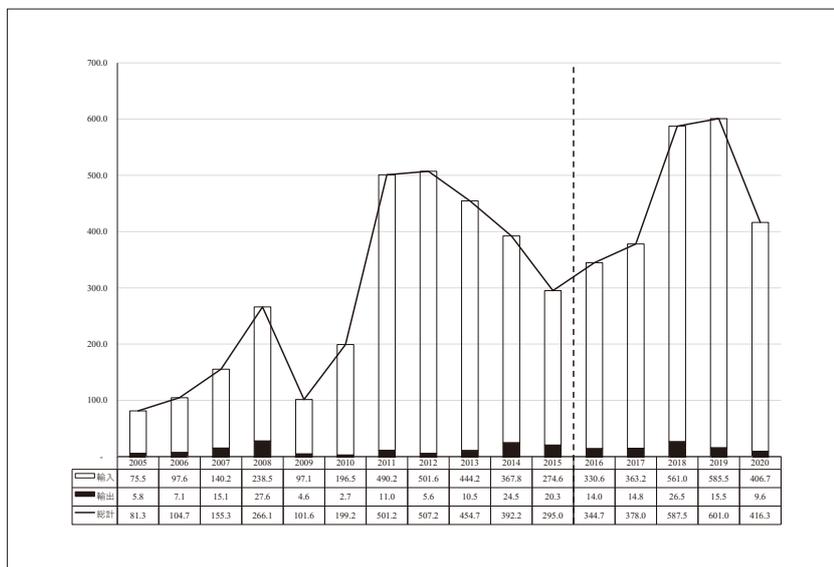
この協定により、モンゴルの輸出品の8000品目以上(86%)に対して関税が即時に撤廃され、96%の物品の輸入関税が段階的に撤廃される。モンゴルの高付加価値製品の生産者にとって、日本の優遇関税を得られる良い機会になる。

表3は、特恵関税措置がモンゴルの対日輸出に与える影響評価を示している。表はHSコード(8桁)で対日輸出の概要を示した。ここから、モンゴルの対日輸出は数種類の品目で行われ、モンゴルの貿易業者は特恵関税制度を十分に利用していないことがわかる。

本稿の研究の過程にあたり、筆者らは、日本と取引経験が長い数名の業者と面談した。彼らによると、技術的な貿易障壁や衛生植物検疫(SPS)などの品質基準といった日モEPAの要件を満たすことができないため、特恵関税を利用できないということであった。

2020年のモンゴルの対日輸出は25.4%減少した。努力し続けても、現在の世界情

図1 日本とモンゴルの貿易の推移(2005-2020年、100万米ドル)



出所: Customs General Administration of Mongolia (2005-2020)

表1 モンゴル貿易に占める日本の比重(2005-2020年、%)

	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	'19	'20
輸出	0.5	0.5	0.8	1.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	0.4	0.2	0.1
輸入	6.4	6.8	6.8	7.4	4.5	6.1	7.4	7.4	7	7	7.2	9.9	8.4	9.6	9.6	7.7
合計	3.6	3.5	3.9	4.6	2.5	3.3	4.4	4.6	4.3	3.6	3.5	4.2	3.6	4.6	4.4	3.2

出所: Customs General Administration of Mongolia (2005-2020)

表2 日本とモンゴルの間における貿易の変化(2016-2020年)

		2017/2016	2018/2016	2019/2016	2020/2016	2019/2020
増減額 (100万米ドル)	輸出	0.8	12.4	1.5	-4.4	-5.9
	輸入	32.5	230.4	254.9	62.1	-178.8
	合計	33.3	242.9	256.3	71.7	-184.7
変化率(%)	輸出	6%	89%	11%	-31%	-38%
	輸入	10%	70%	77%	23%	-31%
	合計	10%	70%	74%	21%	-31%

出所: Customs General Administration of Mongolia (2005-2020)

勢下での国境規制がビジネス環境に悪影響を及ぼしていると貿易業者が強調していた。

表4は、過去3年間におけるモンゴルの対日輸出構成をHSコード別に示している。

モンゴルから日本へ輸出される品目種類は限られており、輸出货量も年ごとにばらつき、ニットやカシミアは定期的に輸出される量が大きかったり小さかったりする。

EPAの共同研究会は、比較優位に基づき協定の効果を測定し、鉱物、肉・肉製品、動物性生産品、繊維製品がモンゴルの対日輸出において大きい潜在力を持つことを示した。

協定締結におけるモンゴルの主要な目録の1つは、高付加価値製品の輸出拡大にあり、特に日本への繊維製品輸出の拡大にあった。以前は、ニットや繊維製品に対する日本の輸入関税は8.4~10.9%であったが、協定発効により「ゼロ」となった。

2016年以降、これらの輸出は着実に増加し、モンゴルの対日輸出の大部分を占めている。しかし、2019年以降に減少し、2020年には前年比59%減の359万ドルとなった。このことは、EPAの下で期待される潜在的な利益を最小化するリスクをもたらした。

また、輸出の減少はCOVID-19を受け、政府が国境を閉鎖したことで、国内生産者の供給が減少したためであった。これは国際貿易のサプライチェーンにも影響した。

モンゴルは定期的にカーペットを日本に輸出しているが、EPAの特恵関税の原産地規則に合致していない。製造業者は、製造用の資材を日本から輸入するなど生産工程の改善に努め、将来的な輸出拡大を期待している。

鉱物性生産物の輸出は不安定で、例えば、EPA締結以降にモンゴルが日本に銅精鉱を輸出したのは2018年(692万米ドル)だけであった。日本における銅精鉱の需要は非常に大きく、モンゴルにとって輸出拡大の良い機会となる。しかし、輸送費の高さやトランジット上の課題があるため、取引の可能性が狭まっている。このことは、モンゴルが日本から技術や投資を誘致し、世界有数の銅製錬メーカーとなるなど、協定の枠組で協力する機会にもなる。

表3 モンゴルの日本への輸出の概要(2016-2020年)

	2016	2017	2018	2019	2020
HS(8桁コード)	415	462	275	306	237
輸出品目数	2,948	3,084	4,361	4,149	2,984
税関申告数	693	775	798	937	535
企業数	134	131	139	148	112
個人数	23	23	22	22	25
総額(100万米ドル)	14.03	14.82	26.47	15.52	9.62

出所: Customs General Administration of Mongolia (2016-2020)

表4 モンゴルの対日輸出の構造(HSコード、2018-2020年)

物品の種類(HSコード)	輸出額(100万米ドル)			構成比(%)		
	2018	2019	2020	2018	2019	2020
第11部 繊維・繊維製品	10.6	8.65	3.59	40.1	55.75	37.37
第5部 鉱物性生産品	6.92	0.01	-	26.1	0.09	-
第15部 卑金属・製品	3.38	1.38	0.7	12.8	8.91	7.42
第1部 動物及び動物性生産品	1.72	2.87	2.1	6.5	18.46	21.87
第2部 植物性生産品	0.95	-	0.07	3.6	-	0.73
第4部 調整食料品、飲料アルコール、食酢、たばこおよびたばこ代用品	0.35	0.63	0.5	1.3	4.03	5.2
その他	2.55	1.98	2.66	9.6	12.75	27.41
合計	26.47	15.52	9.62	100	100	100

出所: Customs General Administration of Mongolia (2018-2020)

先行研究では、日本市場への高付加価値かつ小規模の精錬銅とコークスの輸出は、モンゴルが天然資源をより有効に利用し、雇用を増やし、輸送費用を削減する重要な方法であることが強調されている。

畜産物や動物性生産物に関して、日本は食肉や内臓の輸入国で世界上位5カ国に入る。モンゴルから日本への馬肉やその内臓の輸出は非常に少ない。これらの品目の日本の輸入は、EPAの下で、関税「ゼロ」になったが、基準を満たさないことや植物検疫の要求水準の高さのため、モンゴルの輸出は増加しなかった。

モンゴルから日本へ新たに輸出されるようになった品目として、ソバなどの植物性生産物があげられる。2018年のモンゴルから日本へのソバの輸出は90万米ドルであり、2019年と2020年に減少したが、協定発効後、輸出は合計で232万トンとなった。作付面積の拡大や生産能力の向上によって、日本へのソバ輸出を増大させられる可能性がある。ソバの輸出もEPA「ゼロ」特恵関税の対象品目に含まれている。

また、食品部門(第4部)に含まれているドッグフードやキャットフード(HS2309)の新

規輸出は、2020年に2016年比115%増の31万米ドルに達した。これはEPA「ゼロ」輸入関税の成果の一つである。将来的に輸出を増やし、10%の市場シェアを獲得できる。

3.3 モンゴルの日本からの輸入

EPAの下で、日本のモンゴル向け輸出品の59%以上(3429品目)に関して輸入関税が直ちに撤廃された(ゼロ)。表5は、EPAによる特恵が日本からの輸入にどのような影響を与えたかを、輸入量、税関申告、関税などの項目別にみている。

表のとおり、協定が発効した2016年から2020年まで、日本からの輸入は着実に増加した。しかし、COVID-19により、2020年の輸入は前年より1億7900万米ドル減少した。

モンゴルの対日輸入は対日輸出の5倍も大きい。2016年の協定発効以降に、日本と貿易を行う企業や個人が急増したことが背景にある。日本製品を輸入する個人数は、2016~2019年平均で18.3%増加した。これは、モンゴル税関所長が自動車輸入の通関手続きに関する指令を承認した

表5 日本からのモンゴルへの輸入の概要(2016-2020年)

	2016	2017	2018	2019	2020
HS(8桁コード)	1,512	1,576	1,668	1,577	1,444
輸入品目数	94,179	127,310	162,608	170,966	131,676
税関申告数	42,156	56,598	79,004	83,758	62,220
企業数	718	770	893	905	606
個人数	3,212	3,436	4,259	5,246	3,581
輸入額(100万米ドル)	330.62	363.15	561.04	585.48	406.71
輸入額(10億トゥグルグ)	593.97	893.13	1,358.00	1,465.52	1,152.16
関税(10億トゥグルグ)	23.58	30.93	43.5	51.46	41.41
物品税(10億トゥグルグ)	24.89	84.99	205.28	223.62	157.96
付加価値税(10億トゥグルグ)	59.7	98.26	154.05	171.34	330.81

出所: Customs General Administration of Mongolia (2016-2020)

表6 2018-2020年におけるHSコード別対日本輸入品目構成

物品の種類(HSコード)	輸出額(100万米ドル)			構成比(%)		
	2018	2019	2020	2018	2019	2020
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品	394.6	388.9	278.1	70.3	66.4	68.4
第16部 機械類、電気機器、録音機、音声再生機、映像・音声記用・再生用機器、これらの部品・付属品	72.8	81.2	46.4	13	13.9	11.4
第7部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品	35	38.5	28.0	6.2	6.6	6.9
第18部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計、楽器、これらの部品・付属品	16.7	10.5	4.3	3	1.8	1.1
第6部 化学工業の生産品	6.6	8.8	2.6	1.2	1.5	0.6
第4部 調整食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ、たばこ代用品	6.2	9	10.0	1.1	1.5	2.4
第15部 卑金属及びその製品	4.3	2.6	2.9	0.8	0.4	0.7
第21部 美術品、収集品及び骨董	4.2	2.7	2.2	0.7	0.5	0.5
第11部 繊維・繊維製品	2.8	2	2.4	0.5	0.3	0.6
その他	17.8	41.2	29.9	3.2	7	7.3
合計	561	585.5	406.7	100	100	100

出所: Customs General Administration of Mongolia (2018-2020)

ことが関係している。この法規に従い、自動車輸入の通関申告は個別に行われなければならない。貿易業者は一回の積荷で一枚の書類で複数台数の車を輸入した場合でも、一台ずつ通関申請することになる。

一回の積荷で同じような通関手続コードが割り当てられるその他の物品を輸入する場合、追加の記入はあるが、一枚の申告書類で通関申告が行われる。自動車の場合を除き、通関申告の物品数に制限はない。そのため、一回の通関申告でも輸入の記録は増えることになる。

先行研究でも指摘されたように、モンゴル政府が掲げるEPAの主要な目標の一つは、自国の製造業の生産力を高める新技術や革新的な装置の輸入を増大させ、外国投資を誘致することにある。

この目標の達成状況を評価するために、2018年から2020年にかけての日本からの輸入品構成をHSコードで分析した結果を表6に示した。

この表や先行研究が示しているように、協定発効以降、モンゴルの対日輸入に大きな変化は見られない。HSコード第17部「車両、航空機、船舶及び輸送機器関連

品」の輸入は、2018-2020年においてモンゴルの日本からの輸入の平均70%を占めている。

周知のように、第17部の大部分の輸入は乗用車である。環境に配慮した物品の貿易を促していくための自動車輸入関税の減免の大きさは年式と排気量に依拠する。協定附属書1は、関税の撤廃・削減のスケジュールを規定している。

例えば、排気量が4500cc未満の新車または類似の自動車(年式が0-3年)は協定発効時点で関税が撤廃され、年式が10年以上のものは、関税の撤廃・軽減が合意されていない。乗用車の輸入構成の変化についてはHS6桁レベルの詳細な分析が必要である。

HSコード第16部に分類される機械、設備、機械装置は、輸入全体の約11-14%を占める。これは主に乗用車用エンジン、掘削機、ブルドーザーの輸入である。

HSコード第7部のプラスチック及びゴム並びにこれらの製品の輸入は、2018年から2020年において輸入総額の約6-7%を占めた。その大部分は、新品タイヤの輸入である。協定発効以前は、中古タイヤがこの部の輸入額の大部分を占めていたが、EPA特恵関税がプラスに影響し、輸入構成が変化した。また、家庭用プラスチック製品の輸入も一定程度増加した。

3.4 EPA特恵関税措置の恩恵を受けたモンゴルの日本からの輸入品

表7で、EPA特恵関税によるモンゴルの対日輸入への影響を検討した。

表からは、協定発効以来、特恵関税の恩恵を受けた輸入が2020年を除くすべての年で増加し続けたことがわかる。2016-2020年で輸入額が1兆7747億トゥグルグMNTに達した。輸入業者は95.6億トゥグルグの関税を支払わなければならないところを、EPAにより873億トゥグルグ分の特恵関税の恩恵を受けたことになる。

図2は、モンゴルの輸入に関して、EPA特恵関税措置を受けた/受けていないものの構成を示している。

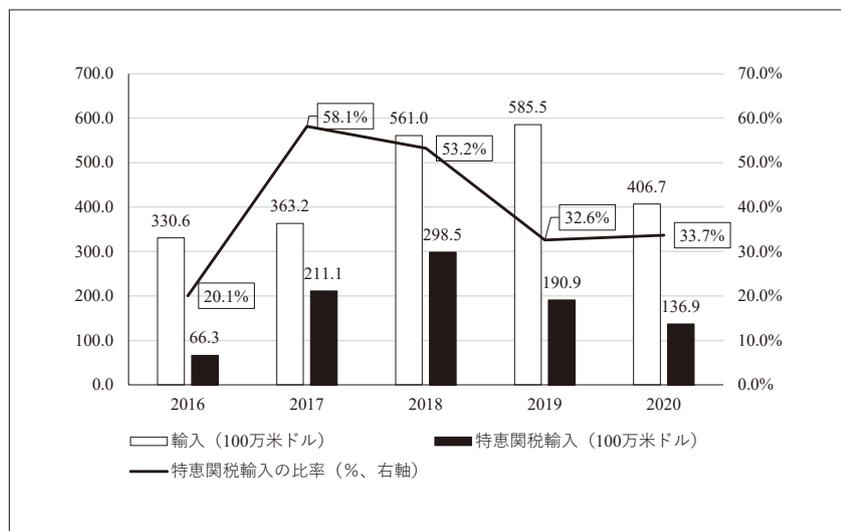
協定発効後の5年間における日本からの輸入は22.4億ドルに達し、特恵関税による輸入は全体の40.2%を占めた。

表7 EPA 特恵関税の恩恵を受けたモンゴルから日本への輸入(2016-2020年)

	2016(6/7-12/31)	2017	2018	2019	2020	合計	
HS(8桁コード)	1	76	95	104	120	96	注491
輸入品目数	2	1,050	2,864	4,984	4,044	3,130	注16,072
輸入額(100万米ドル)	3	66.31	211.14	298.54	190.89	136.88	903.76
輸入額(10億トゥグルグ)	4	90.45	289.32	501.62	507.3	386.0	1,774.69
関税・その他支払総額(10億トゥグルグ)	5	13.56	43.02	74.38	68.73	51.05	250.74
関税支払額(10億トゥグルグ)	6	0.82	2.13	2.74	2.24	1.63	9.56
EPA 以前の関税支払予定額(最恵国待遇関税)(10億トゥグルグ)	7	4.07	13.56	24.53	37.10	17.6	96.86
最恵国待遇関税と特恵関税の差額	8(7-6)	3.25	11.43	21.79	34.86	15.97	87.3

出所: Customs General Administration of Mongolia (2016-2020)
注: HS コード(8桁)と輸入品目数は二重計算されている。

図2 日本からモンゴルへの輸入におけるEPA特恵関税輸入の割合(2016-2020年、100万米ドル)



出所: Customs General Administration of Mongolia (2016-2020)

統計データを用いた分析では、「第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品」に分類される商品で72%、「第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品」に分類される商品で21%の品目(HSコード)が、特恵関税の適用を受けた輸入であったと推定される。

輸入統計は、モンゴルは日本から少数の品目を大量に輸入している状況を示している。これは、3年未満の新車の日本から輸入が影響している。主にこの点で、モンゴルの貿易業者はEPAのメリットが高く評価している。

4. 結論と提言

本稿は、日本・モンゴル経済連携協定の締結に至る過程を整理し、外国貿易統計、モンゴル税関の報告書、その他関連のEPA資料に基づいて協定発効後の2016-2020年における両国の貿易の変化を分析した。

日モEPAは2009年から集中的に交渉が行われるようになり、7回の交渉を経て、2016年6月7日に発効した。EPAの有効性に関する研究は最近になって行われるようになった。

両国はEPA実施状況を注意深く見ながら、戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画(2017-2021年)

(Ministry of Foreign Affairs of Japan, 2016)に調印した。両国は協定第15条に基づき、効果的かつ効率的な協力メカニズムを一層強化していく。この際、成功事例と課題の双方を詳細に分析する必要がある。

EPAの実施以来、締約国間の二国間貿易は2020年まで増加し、共同研究報告書の下で概説されているEPAの期待に込めている。しかし、増加した貿易の大部分は、日本からモンゴルへの輸入によるものである。

本稿ではモンゴルの対日輸出の変化を分析した。HSコード上、モンゴルの輸出構成に大きな変化は見られない。しかし、モンゴルの対日輸出は以下の数種類の品目において行われている:

- 木材、織物、カーペット、肉、冷凍・乾燥馬肉、羊腸、肉の内臓、ソバ、ドッグフード・キャットフード、モンゴルゲル、フェルト製品、美容製品、蜂蜜など。
- ニット衣類や梳いたカシミアの輸出は大小規模を問わず登録されている。協定発効以降、これらの輸出は順調に増加したが、COVID-19により、2020年は前年比59%減となった。
- EPA特恵関税の恩恵を受け、ソバ、ペットフードの輸出が大きく伸びた。協定発効以降、モンゴルは日本に232万トンのソバを輸出し、2020年のペットフードの輸出は2016年比で115%増加した(ITC, 2021)。

EPAによる関税優遇を受ける機会は、モンゴルの貿易業者だけでなく、日本の経済界にとっても大きい。本稿の分析は輸出が減少した以下の理由を明らかにした。

- モンゴルはカーペットを定期的に日本に輸出しているが、その規格がEPAの日本の特恵関税原産地規則を満たしていない。将来的な輸出の増大のためには、生産者は生産工程の改善に努める。
- 鉱物資源の輸出は不安定であり、輸送費が高いため、貿易のポテンシャルが低下している。しかし、日本の技術や投資を誘致することで、EPAの枠内で協力するチャンスがある。
- モンゴルの馬肉が関税撤廃の対象品目に含まれているが、検疫要件により輸出が増加していないことはもう一つの課題である。

モンゴルの対日輸出を増やすための提言となるのは、EPAの衛生・検疫要件や原産地規則を満たせるように、モンゴル製品の品質改善に向けた技術支援をはじめとして、日本と緊密に協力していくことである。

もう一つの結論は、輸出品目の拡大は、製造業の生産連関、製品の品質証明、輸送など多くの要因の影響を受けるということである。これは、共同研究会の報告書でも指摘された。

日本からモンゴルへの輸入はそれほど大きく変化していないが、以下の商品が

EPA 優遇措置の恩恵を受けるようになった。

- EPA 特恵関税の恩恵を受けた輸入品の大部分は乗用車である。
- 新品タイヤを含め輸入関税撤廃はプラスに影響し、中古品の輸入が減少した。
- 過去5年間で、40.2%相当の輸入品が特恵待遇の恩恵を受けた。

現在のところ、実業界において特恵関税待遇を受けるための知識は十分ではない。本稿は、両国政府は、特に公共部門において意識向上プログラムを実施して

いく必要があることを提言する。このプログラムにおいて、両国は、研修資料やそのほかの方策など、貿易の拡大と投資誘致のためのメカニズムを発展させていかなければならない。

最後ではあるが重要なこととして、両国の税関当局は、協定実施の成果と効率性を高めるために、統一フォーマットで貿易統計を定期的に交換し、協定利用に向けた協力メカニズムを確立して行く必要がある。

[英語原稿を ERINA にて翻訳]

<参考文献>

- Customs General Administration of Mongolia (2016–2020) *Annual Report of MCGA*. Ulaanbaatar.
- Customs General Administration of Mongolia (2005–2020) *Foreign Trade Statics of Mongolia*. Ulaanbaatar.
- ITC (2021) *International Trade center. Retrieved from Trade Statistics*: <https://www.trademap.org>.
- Joint Study Group (2013) *The Joint Study Group Report on Japan-Mongolia Economic Partnership Agreement (EPA)*.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2010) *Visit to Japan of H.E. Tsakhia Elbegdorj, President of Mongolia and Ms. Khajidsuren Bolormaa*: https://www.mofa.go.jp/announce/event/2010/10/1022_01.html.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2013) *Japan-Mongolia Mid-term Action Plan for a Strategic Partnership (2013-2017)*: http://www.mn.emb-japan.go.jp/mn/bi_relation/20130917_midterm-action-plan-mn.pdf.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2015) *Japan-Mongolia Summit Meeting, Signing Ceremony and Dinner Hosted by the Prime Minister*: https://www.mofa.go.jp/a_o/c_m1/mn/page4e_000186.html.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2016) *Entry into force of the Agreement between Japan and Mongolia for an Economic Partnership and holding of the first Joint Committee meeting*: https://www.mofa.go.jp/press/release/press3e_000062.html.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2017) *Japan-Mongolia Mid-term Action Plan for a Strategic Partnership (2017-2021)*: <https://www.mofa.go.jp/files/000243468.pdf>.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2021a) *Diplomatic Bluebook 2019*: <https://www.mofa.go.jp/policy/other/bluebook/2019/html/index.html>.
- Ministry of Foreign Affairs of Japan (2021b) *Free Trade Agreement (FTA) / Economic Partnership Agreement (EPA) and Related Initiatives*: <https://www.mofa.go.jp/policy/economy/fta/index.html>.
- Ministry of Foreign Affairs of Mongolia (2015) *Agreement Between Mongolia and Japan for an Economic Partnership*: <http://www.mfa.gov.mn/old/wp-content/uploads/2015/01/AGREEMENT-BETWEEN-MONGOLIA-AND-JAPAN-FOR-AN-ECONOMIC-PARTNERSHIP.pdf>.
- Mongolian State Great Hural (2015) *Revised Law on Customs Tariffs and Customs Taxes*. December 3, 2015. Ulaanbaatar.
- Mongolian State Great Hural (2016) *Revised Law on Excise Taxes of Mongolia*. February 5, 2016: <https://legalinfo.mn/mn/detail?lawId=434>.
- Mongolian State Great Hural (2020) *"Vision-2050" Long-Term Development Policy of Mongolia*.
- N.Otgonsaikhan (2010) "Free Trade Agreement and Mongolia," *Research Paper of Institute of Commerce and Business*, pp.114–123.
- N.Otgonsaikhan (2012) *Main Issue of the Concluding EPA with Japan*. Ulaanbaatar.
- N.Batnasan, N.Otgonsaikhan, D.Narandalai, and Ts.Oyunbileg (2012) *Opportunities and Risks of Establishing Free Trade Agreements with Major Trading Partners*. Ulaanbaatar: School of Economic, National University of Mongolia.
- R.Amarjargal (2007) *Economic Integration in North East Asia and Mongolia*. Retrieved from <https://www.amarjargal.org/wp-content/uploads/2014/07/NEA-and-Mongolia.pdf>.
- World Customs Organization (1983) *The International Convention on the Harmonized Commodity Description and Coding System (HS Convention)*. Brussels.
- World Trade Organization (2021a) *Regional Trade Agreements Database* (Retrieved on 14 August): <http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>.
- World Trade Organization Secretariat (2017) *Economic Partnership Agreement Between Japan and Mongolia (Goods and Services). Report by the Secretariat*. Retrieved from https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=241127,241080,240745,240679,240529,240525,240526,240386,240173,240094&CurrentCatalogueIdIndex=8&FullTextHash=&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=True&HasSpanishRecord=False.